

審 査 基 準

令和2年3月23日作成

| | |
|-------------|--|
| 法 令 名 | 銃砲刀剣類所持等取締法 |
| 根 拠 条 項 | 第9条の4第1項 |
| 処 分 の 概 要 | 教習射撃場の指定 |
| 原権者 (委任先) | 鳥取県公安委員会 |
| 法 令 の 定 め | 銃砲刀剣類所持等取締法第9条の4第1項 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第1条 (届出及び申請の手続)、 同第47条 (教習射撃場の管理者及び管理方法の基準)、同第49 条 (教習射撃指導員の基準)、同第50条 (教習射撃場の指定の申 請の手続) |
| 審 査 基 準 | 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第47条第1号の「必要な知識」 とは、教習射撃場の管理に必要な法令、当該射撃場の指定に係る種 類の銃砲及びその実包並びにその射撃動作等に関する知識をいい、 「経験」とは、射撃場の運營業務、射撃、射撃指導等の経験をいう。 |
| 標 準 処 理 期 間 | 30日 |
| 申 請 先 | 申請書は、射撃場の所在地を管轄する警察署の担当窓口へ提出し てください。 |
| 問 い 合 わ せ 先 | 鳥取県警察本部生活安全部生活安全企画課 (電話 0857-23-0110) |
| 備 考 | |